

11月12日(日)は八幡市長選挙

投票時間 午前7時～午後8時 **開票** 午後9時～

市役所5階会議室5-1、5-2

市長の退職に伴う「八幡市長選挙」(告示日・11月5日(日)、投・開票日:11月12日(日))が行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず、あなたの大切な一票を生かしましょう。

みんなそろって投票しましょう

八幡市で投票ができる人

- ① 八幡市長選挙に投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人になります。
- ② 日本国民
- ③ 令和5年8月4日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
- ④ 平成17年11月13日以前に生まれた人

市内転居は投票所に注意

八幡市内で住所変更された人は、市役所に転居の届け出をした日によって投票所が変わります。令和5年10月26日までに届け出をした場合、新住所での投票所で投票できます。

令和5年10月27日以降に届け出をした場合、転居前の住所で選挙人名簿が作成されているため、旧住所での投票所で投票していただきます。

この場合「投票所入場券」がご自宅に届かないことがあります。市選挙管理委員会でご選挙人名簿の登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

身体の不自由な人への投票制度

点字や代筆の投票は係員へ
投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票
票用紙に記載する「代理投票」があります。

また、体が不自由などの理由で候補者の名前を自分で記入できない人は、投票所の係員が本人から直接お伺いし、候補者の名前を投票するの係員に、お気軽に申し出てください。

郵便による不在者投票

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

この方法で投票ができる人は、市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人です。

郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

郵便等投票証明書の交付を受けていない場合: 随時受け付けていますので、お早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかを持って市選挙管理委員会へ申請してください。

■障がいの要件 ※表中()は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
両下肢・体幹	1級・2級 (特別項症～第2項症)
移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級 (特別項症～第3項症)
免疫・肝臓	1級～3級

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が上記の障がいと同程度と認めた場合

請ってください。

郵便等投票証明書の交付を受けている場合: 市選挙管理委員会から投票用紙請求書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、郵便等投票証明書を添えて返送してください。代理人による窓口提出も可能です。

なお、郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、11月8日(水)までです。

投票支援カードと コミュニケーションボードについて

投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難な人は、期日前投票所やすべての投票所に投票支援カードやコミュニケーションボードを置いてあります。投票支援カードは、市ホームページから入手することができます。

あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ

～子どもと一緒に選挙にいこう～



明るい選挙のイメージキャラクター 選挙のめいすいくん

一緒に投票所に入場できるのは、18歳未満の子どもです。

右のグラフのとおり、親子連れ投票は子どもの将来の投票につながっています。

子どもが親の投票についていたことのある人	63.0%
子どもが親の投票についていたことのない人	41.8%

20ポイント以上高い!

※H28参院選後の総務省「18歳選挙権に関する意識調査」(18～20歳までの男女3,000人に行ったインターネット調査より)



選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635

11月12日(日)は八幡市長選挙

投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は投票所入場券に記載してあります。あらかじめご確認ください。

事前にハガキの**投票所入場券**を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。なお、投票所では投票所入場券に記載しているバーコードを読み取り、パソコンで受け付けをしますので、折り曲げずにお持ちください。

▼投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、投票所入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

▼投票所入場券の裏面に宣誓書にしていますので、期日前投票をされる場合はご記入をお願いします。

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便
選挙事務

八幡市長選挙投票所入場券

投票日時	令和 年 月 日
	午前 時 ~ 午後 時
投票所	
投票区	頁 番号
氏名	性別

区分

投票所入場券

おもて うら

期日前投票に行く人は
赤で囲んだ箇所に
あらかじめ記載してください。

日付・氏名・生年月日・住所

期日前投票宣誓書

私は、令和5年11月12日執行の八幡市長選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓います。
八幡市選挙管理委員会委員長様

令和5年11月 日

氏名 大・昭・平 年 月 日生

住所 〇 表面記載の住所と同じ
〇 表面記載の住所と異なる場合は記載してください。

投票所

選挙に関する詳細、投票所の地図等はコチラから市HPをご覧ください。

＜投票についてのご注意＞

- 本人が自らこの入場券を持参してください。本人以外の方がこの入場券を使用してはなりません。
- 選挙当日に都合の悪い場合は、期日前投票をしましょう。(右の「期日前投票宣誓書」に必要事項をご記入の上、ご持参ください。)

期日前投票

- ①場所: **市役所本庁舎1階エントランス**
期間: 11月6日(月)~11月11日(土)
時間: 8時30分~20時00分
- ②場所: **イズミヤスーパーセンター八幡店**
期間: 11月11日(土)
時間: 10時00分~19時00分
- ③場所: **ホームセンタームサシ京都八幡店**
期間: 11月11日(土)
時間: 10時00分~19時00分

- 八幡市外に転出された方は、投票することができません。
- 入場券が届いても、投票日(期日前投票日)に有権者でない方は投票できません。

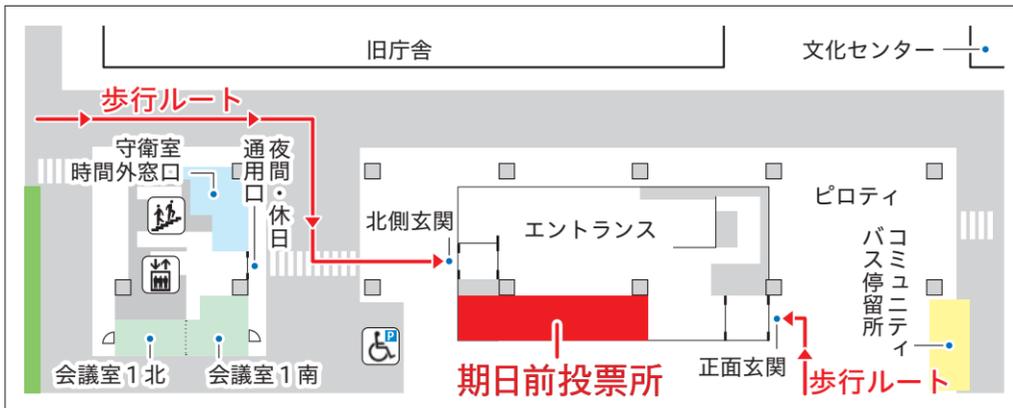
八幡市選挙管理委員会 電話983-5635

不在者投票制度について

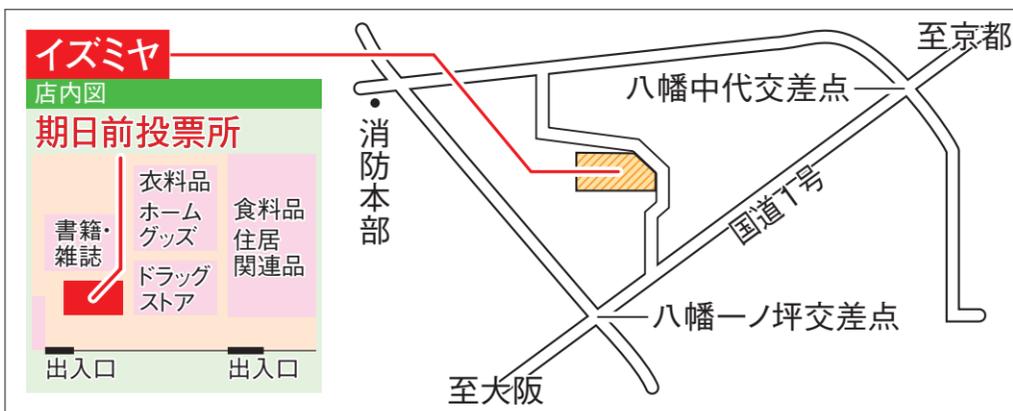
病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票制度もあります。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。早めの手続きをお願いします。

期日前投票受付場所と日時

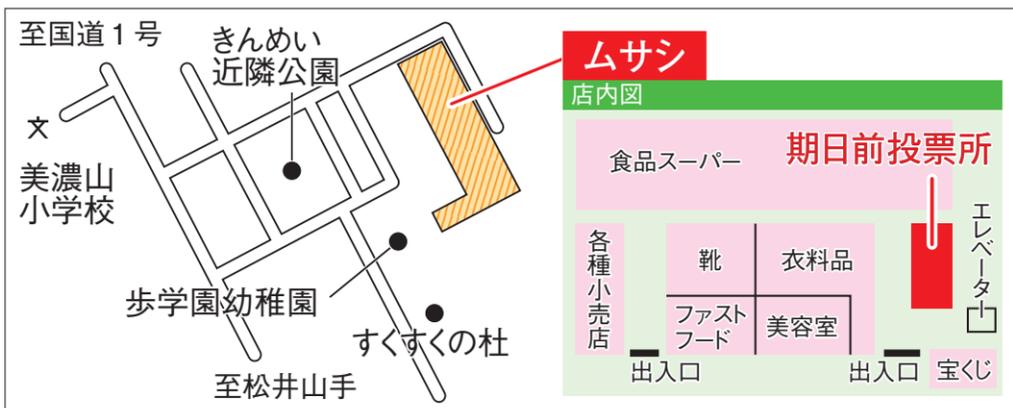
①市役所本庁舎1階エントランス
11月6日(月)~11日(土) 午前8時30分~午後8時



②イズミヤスーパーセンター八幡店(書籍売場前特設会場)
11月11日(土) 午前10時~午後7時



③ホームセンタームサシ京都八幡店(食品スーパー三杉屋前特設会場)
11月11日(土) 午前10時~午後7時



期日前投票をご利用ください

投票日当日に都合の悪い人は、事前に市役所等で期日前投票ができます。投票所入場券を持ってお越しください。投票所入場券の裏面を期日前投票宣誓書にしています。事前に記入いただくと、受け付けがスムーズです。

選挙公報を配布します

11月6日(月)から市ホームページに掲載

選挙公報は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。この選挙公報は投票日の前日(11月11日)までに各家庭にお届けします。

届かない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、選挙公報は11月6日(月)から市ホームページに掲載する予定です。

みんなの未来を 選挙で選ぼう

(明るい選挙啓発標語応募作品)

あなたの投票所はこちらです

第1投票所 志水公民館	第2投票所 二区公会堂	第3投票所 山柴公民館	第4投票所 橋本公民館
第5投票所 川口コミュニティセンター	第6投票所 八幡人権・交流センター	第7投票所 上区公会堂	第8投票所 やわた流れ橋交流プラザ
第9投票所 有都交流センター 体育館	第10投票所 内里公会堂	第11投票所 戸津公会堂	第12投票所 美濃山公会堂
第13投票所 長町南集会所	第14投票所 くすのき小学校	第15投票所 男山第二中学校	第16投票所 中央センター集会所
第17投票所 男山第三中学校	第18投票所 橋本幼稚園	第19投票所 くすのき保育園	第20投票所 八幡第四幼稚園
第21投票所 南センター集会所	第22投票所 柿ヶ谷集会所	第23投票所 コミュニティセンター月愛	第24投票所 美濃山コミュニティセンター

投票所設置場所一覧

投票区	投票所および所在地	対象地域
①	志水公民館 八幡岸本35-4	一区(一部)
②	二区公会堂 八幡三本橋1-1	二区(双栗含む)
③	山柴公民館 八幡山柴48・49	三区(一部)
④	橋本公民館 橋本堂ヶ原36	橋本(一部)
⑤	川口コミュニティセンター 川口萩原24-1	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
⑥	八幡人権・交流センター 八幡軸63	六区
⑦	上区公会堂 岩田高木82-2	上区
⑧	やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1	中区
⑨	有都交流センター体育館 下奈良今里17	下区
⑩	内里公会堂 内里東ノ口33	内里
⑪	戸津公会堂 戸津北小路34	戸津(一部)
⑫	美濃山公会堂 美濃山宮道55-1	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
⑬	長町南集会所 八幡長町3-67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
⑭	くすのき小学校 男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
⑮	男山第二中学校 男山石城3	男山(石城・弓岡)
⑯	中央センター集会所 男山八望3	男山(八望・泉)
⑰	男山第三中学校 男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
⑱	橋本幼稚園 橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
⑲	くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1	三区(一部・石清水ビュー・ハイツ含む)
⑳	八幡第四幼稚園 男山松里1	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福祿谷の一部)
㉑	南センター集会所 男山竹園2	男山(香呂・竹園の一部)
㉒	柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部・福祿谷の一部)
㉓	コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
㉔	美濃山コミュニティセンター 欽明台西70	欽明台・岩田大谷・内里大谷

八幡市長選挙における市選挙管理委員会委員長談話

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することは大事なことです。投票を棄権することは私達の権利と義務を放棄することになります。新たな有権者も含め、すべての有権者の皆さんが、八幡の未来を託す貴重な一票を投じられますようお願いいたします。



市選挙管理委員会委員長
森田孝利

八幡市長選挙啓発動画を YouTubeで配信します



八幡市長選挙啓発動画(画像)を11月6日(月)から12日(日)午後6時までYouTube CMと八幡市公式YouTubeチャンネルにて配信します。ぜひ、ご覧ください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635